

令和 8 年 4 月 1 日

求人者のみなさまへ

職業紹介手数料返戻金制度について

かぎんオフィスビジネス株式会社
有料職業紹介事業許可
【46-ユ-010035】

当社の情報提供により採用された求職者が、入社後、当人の一方的な事由により退職した場合や、紹介先の就業規則に基づき解雇となった場合には、下記のとおり、紹介手数料を返戻するものとします。

但し、求職者に対する処遇及び労働条件等が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職は、この限りではありません。

記

職業紹介手数料返戻金制度

退職時期	返戻金額
入社 1 か月以内に退職の場合	支払った紹介手数料の 8 0 %
入社 3 か月以内に退職の場合	支払った紹介手数料の 5 0 %

※紹介手数料の返戻については、その事由発生の事実を当社に書面で申し入れることとします。

当社がその申し出を受領した時点より 1 0 営業日以内に返金を行います。

ご不明な点は担当者にお尋ねください。

2026年4月1日以降